

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている介護サービス事業所等（以下「介護サービス事業所等」という。）が、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費に対し、予算の範囲内で令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、介護サービスの継続を支援することを目的とする。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助対象経費、これに対する補助率及び補助上限額は、次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 率	補 助 上 限 額
「令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金実施要綱」（以下、「実施要綱」という）第4条に規定する補助対象者に該当する愛媛県内の介護サービス事業所等（松山市が所管する介護サービス事業所等を除く。）において、必要な介護サービスを継続して提供するために令和3年4月1日から令和4年3月31日までに発生した同条に規定する対象経費。 ただし、他の補助金等を受けた経費等については、本事業における補助の対象とはならない。	10分の10 (ただし、実施要綱第4条(1)の(イ)⑦については、1件2万円を上限とする。)	別紙1に定めるとおり

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。
- (2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20%を超える変更をしようとするとき。

(補助事業の中止及び廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助

金精算払請求書（様式第6号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（関係書類の保管）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は令和3年8月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第3条関係）

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
補助金交付申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和3年度標記事業を下記のとおり実施したいので、令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 事業の内容 別紙2（1）～（3）のとおり
- 4 その他

（注）第3条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合には、別紙「令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
変更承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を、下記のとおり変更したいので、令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 補助金交付変更額
既交付決定額 金 円也
変更承認申請額 金 円也
差引増減額 金 円也
- 4 事業の内容（変更） 別紙2（1）～（3）のとおり
- 5 その他

（注）4は様式第1号に準ずるものとし、変更箇所が分かるように作成すること。

様式第3号（第6条関係）

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を中止（廃止）したいので、令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第4号（第7条関係）

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業
実績報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業の実績について、令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業精算額 金 円
- 2 事業の内容 別紙2（1）～（3）のとおり
- 3 かかりまし経費の支払いを証明する書類（領収書等）の写し
- 4 その他参考となる資料

（注）第7条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告する場合には、別紙「令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」を添付すること。

様式第5号（第7条関係）

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の
通知があった標記補助金について、令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症
流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付
要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第8条の補助金の額の確定額
(令和〇年〇月〇日付け 第〇〇〇号による額の確定通知額)
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当
額 金 円也
- 4 補助金返還相当額(3-2)
金 円也

(注) 別紙「令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介
護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金に係る仕入れに
係る消費税等相当額集計表」、その他参考となる資料を添付すること。

別紙（第3条、第7条関係）

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額集計表

[単位 円]

事業実施 主体名	仕入れに係る消費税額と当該 金額に地方消費税率を乗じて 得た金額との合計 (A)	補助率 (B)	仕入れに係る消 費税等相当額 (A×B)	備 考

- (注) 1 第3条第2項及び第7条第2項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、事業実施主体ごとに内訳を記載すること。
- 2 「仕入れに係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 3 「仕入れに係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

様式第6号（第9条関係）

令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における
介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金
精算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住所
事業主体名
代表者職氏名 ⑩

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、交付決定の通知があつた標記補助金について令和3年度愛媛県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也